

第三十四回国会 衆議院 農林水産委員会議録 第十五号

昭和三十五年三月二十九日(火曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

- 委員長 吉川 久衛君
- 理事秋山 利恭君 理事田口長治郎君
- 理事永田 亮一君 理事本名 武君
- 理事角屋堅次郎君 理事芳賀 貞君
- 理事小平 忠君

- 安俯晋太郎君 天野 光晴君
- 今井 耕君 金丸 信君
- 倉成 正君 坂田 英一君
- 笹山茂太郎君 田邊 國男君
- 高石幸三郎君 中馬 辰猪君
- 網島 正興君 松岡嘉兵衛君
- 松田 鐵藏君 三和 精一君
- 保岡 武久君 齋々久保重光君
- 石田 宥全君 山田 長司君
- 神田 大作君 中村 時雄君

出席政府委員

- 農林政務次官 小枝 一雄君
- 農林事務官 坂村 吉正君
- 農林經濟局長 (農林事務官) 伊東 正義君
- 農林事務官 (農地局長) 伊東 正義君

- 大蔵事務官 (主計官) 相澤 英之君
- 農林事務官 (農林經濟局長) 太田 康二君
- 農林事務官 (農地局長) 庄野五一郎君
- 農林技官 (農地局建設部長) 清野 保君
- 農林漁業金融公庫総裁 清井 正君

専門員 岩隈 博君

三月二十五日

委員中村時雄君辞任につき、その補欠として受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

委員受田新吉君辞任につき、その補欠として中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十六日

県外移出米助成金交付に関する法律制定促進に関する請願(小川平二君紹介)(第一六二五号)

治山事業特別会計制度創設に関する請願(小川平二君紹介)(第一六二六号)

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(久保田豊君紹介)(第一七三五号)

同(久保田豊君紹介)(第一八六五号)

十五号台風による鍋田干拓地の犠牲者援護に関する請願(江崎真澄君紹介)(第一八五五号)

は本委員会に付託された。

本日のお話に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

る法律案を議題とし、質疑を行ないます。倉成正君。

○倉成委員 私、この機会に、農林漁業金融公庫の業務に関連しまして、乳業の近代化に伴う低利長期資金の融通について質問を申し上げたいと思

ます。まず最初に、政府は牛乳等乳製品の将来の需給をどのように見通して、どう

いう計画と対策を持っておられるか、お伺いしたいと思います。

○小枝政府委員 ただいま倉成委員の御質問になりました牛乳の需給の問題でございますが、これは、御承知のよう

に、近年牛乳の生産が長足に発展いたしましたして、集乳量は相当増加をいた

しまして、なお今後とも相当な伸び方を見てもあります。当面の需給の見通しといたしましては、私ども、順

調にこれは参るようには大体考えておるわけでありまして、しかしながら、御承

知のように、これはなまものであります。知の、相当季節的にも需給の高低があるわけ

でございます。これはなまものであります。知の、相当季節的にも需給の高低があるわけ

でございます。これはなまものであります。知の、相当季節的にも需給の高低があるわけ

でございます。これはなまものであります。知の、相当季節的にも需給の高低があるわけ

でございます。これはなまものであります。知の、相当季節的にも需給の高低があるわけ

でございます。これはなまものであります。知の、相当季節的にも需給の高低があるわけ

でございます。これはなまものであります。知の、相当季節的にも需給の高低があるわけ

でございます。これはなまものであります。知の、相当季節的にも需給の高低があるわけ

しても四十年に二千万石をこえるような計画になっておるわけでありまして、これらの生産増加に対して慎重な配慮が必要と思

います。そこで、今後、酪農の発展をはかるために、牛乳、乳製品の需要をますます増大せしめて、酪農の精神を強

化し乳業の近代化をはかってコストを下げていくことが必要だと思

います。けれども、この点はどういうふうにお考えになっておられますか。

○小枝政府委員 倉成委員の御意見の通りでございます。四十年には二千万石に近い牛乳の生産を私も期待

いたしております。ことに、牛乳をたくさん生産するということは、要するに安く

いい乳を国民に供給するということになります。そういう見地から、極力この生産コストを切り下

げまして、もう一つは国民大衆のこれを用いるところの人々に対してもいい乳を安く提供

まして、最近政府におきまして貿易の自由化が叫ばれておりますけれども、貿易の自由化に対応して、乳製品につ

いてはどういった基本的な態度で臨むのか、お伺いしたいと思います。

現在のところバター、チーズについては三五%の関税がかけられておりますが、これが自由化され

ますと、バター、チーズにあつては大体二倍ぐらゐの関税をかける必要はない、低いもの

にありまして全脂粉乳で三六%程度の関税が必要になると考えられます。そういう

点で、自由化と乳製品についてどういふふうな基本的な考え方を持っておられるか、お伺

したいと思います。

○小枝政府委員 貿易自由化に伴いまして、そのままこれを受け入れま

○倉成委員 貿易の自由化と関連して

乳製品については全然考えないというお話でございますが、この点は今日の段階においては絶対に避けるべきであり、私も考えるわけであります。しかしながら、先ほどお話しした通り、いつまでも自由化を避けると思つて、世界の経済の趨勢から考えまして、この機会にわが国の酪農業を徹底的に近代化してその体質改善をはかつていくということが何よりも必要だと思つておられます。この酪農業の近代化、乳業の体質改善という点について具体的ないかなる方策を政府はお持ちであるか、お伺いしたいと思つておられます。

○小枝政府委員 詳細の問題について

私から申し上げる用意がないのでございませうけれども、御承知の通り、貿易自由化の原則によつてすべての経済が行なわれるという今日におきまして、牛乳・乳製品といふことも安易な考え方を持つていつまでも自由化をやらぬのだという運営の行き方はおもしろくないと思つておられます。われわれとしては、政治的には、あくまでこれは日本の農業を守るといふ意味におきまして、貿易の自由化を今日やるべきではないという確固たる信念によつてやつていきたいと思いますのであります。その内容におきましては、あくまで国際競争にたえ得るような酪農の経営方針といふものを大いに打ち出していかねばならぬといふことは全く同感でございます。そのためには、飼料の自給政策を一そう高度化していきまるとか、あるいは飼料に対する政策的ないろいろの面に

おきまして改善を加えて参りますと

か、さらに、流通面におきましても、これを集約化し、これを高度に利用することを考えまして、漸次コストの切り下げを行ないまして、国際競争にたえ得るような状況に進めていきたい、そして酪農の体質の改善をはかるという点に對してやつていきたいと思います。

○倉成委員 ただいまの御説明は非常に

非常に積極的な施策がされたかと思つておられます。酪農業の安定、また牛乳取引の公正という点についてはいささか施策の欠けていた点があつたと考へるわけであります。これは一昨年の乳価の問題にも現われておられます。毎年々々乳価の変動という形で現われておられることは御承知の通りでございます。従いまして、乳業の近代化をはかるといふ点について、乳製品の処理加工施設の改良、また、酪農の発達に呼応して施設の拡充ということがやはり一番大事なことの一つと考へるわけであります。この点について具体的にどういふ対策をお持ちであるか、これをお伺いしたいと思います。

○小枝政府委員 ただいま倉成委員も

お話しになりましたように、集乳施設あるいはその加工という面が最も重要な問題であることは言を待たないところであります。また、一面におきましては、あるいはクレーター・ステーションを設けますとか、あるいはそのほか処理加工場を設けますとかいふ

ようなことが根本的な問題になりますので、金融方面におきましても、公庫、あるいは大きい問題につきましても、開発銀行等におきまして極力努力して参る所存で進んでおるわけであります。

○倉成委員 もう少し具体的にお答え

をいただきたいと思つておられます。それじゃ、私もお尋ねしたいと思つておられます。これは補助員の御答弁でもけっこうですが、今後の年間乳量を増加に見合う設備資金としてどのくらいの資金が必要か、一つお伺いしたいと思います。

○坂村政府委員 施設の資金といたし

ましては、大体、大ざっぱに見まして、今後の計画としては四、五十億見当のものが要するんじゃないかというふうに考へておられます。

○倉成委員 今お答えの通り、大ざ

っぱに見まして、年間の処理乳量十萬石当たり大体五億七千万程度としまして四、五十億あるいは五、六十億、こういうふうな考へられるわけでありまして、これらの資金の融通をはかるということが必要になつて参ります。この点に關しては、過ぐる三十四年の三月、第三十一国会の衆議院におきましても、「牛乳乳製品の製造設備の増設又は設備転換に必要な長期低利資金を農林漁業金融公庫、開発銀行等から貸付けることができる途を拓くこと」といふ附帯決議が酪農振興法の一部を改正する法律案に對して行なわれております。参議院においても同様の附帯決議が行なわれておるのであります。この附帯決議の精神を今日まで具体的にどのようにならば政府は生かしてこられたか、これをお伺いしたいと思います。

す。具体的にお答えいただきたい。

○坂村政府委員 お話のように、衆議

院、参議院におきましても、乳業の処理施設に對するいわゆる長期低利の資金の融通をはかるようにという御趣旨でもございまして、その趣旨に沿ひまして、農林省といたしましては、これをどういふところから長期低利の資金を融通するようにするのがよいだろうかということ、ずいぶん検討いたしましたわけでありまして、今までは、大体昭和二十六年ごろから始められておられますが、あるいは三十二年、三十三年というところから開発銀行なりあるいは北海道東北開発公庫なり、そういうようなところからつぽつ融資も行なわれていたのでもございませうけれども、どうもそこら辺がなかなかかきちんとした形では出ていないという状況でございまして、三十五年以降におきましては、あるいは場合によつては農林漁業金融公庫から資金を融通するといふような道も同時に検討もいたしたわけでございます。

て、日本開発銀行あるいは北海道東北開発公庫等といふいろいろ協議いたしました。そういったしまして、今後日本の乳業の発展のためには日本開発銀行、北海道東北開発公庫等も本気になつて融資の問題と取っ組んでいきたいと思います。こういうふうな話でございまして、三十五年以降計画的にそれでは日本開発銀行から融資の道を講じていくといふような話し合いになつて、三十五年におきましては、日本開発銀行を中心としたしまして、北海道東北開発公庫と一緒に乳業会社に對する長期低利資金を貸し付けらる、こういうふうなことで話を進め

て参つたわけでございます。その結果といたしまして、三十四年度分が現在貸付決定をやつておるところでございますが、現在までに決定いたしましたものは、三十四年度におきましては、北海道の雪印乳業で一億五千萬円の融資の申し込みをしておつたのであります。雪印乳業は現在四億円の融資の申し込みをしておるのであります。雪印乳業は現在四億円の融資の申し込みをしておるのであります。雪印乳業は現在四億円の融資の申し込みをしておるのであります。雪印乳業は現在四億円の融資の申し込みをしておるのであります。

○倉成委員 ただいま、日本開発銀行、

北海道東北開発公庫からの資金融通の現況の概略の御説明、ございましたけれども、その金利、据置期間、償還期限、これが非常に大きな問題ではないかと思つておられます。これはどういふふうになつておるのか、御説明いただきたいと思つておられます。

○坂村政府委員 日本開発銀行、北海

道東北開発公庫の金利は、年九分を基準として、本銀行において必要と認めるときはこれを増減することができる、こういうことになつておるのでございまして、現在まで乳業関係に貸し付けられておられますものは大体九分で

ございまして、現在まで乳業関係に貸し付けられておられますものは大体九分で

でございます。それから、償還期限は、一年以上五年以内、ただし本銀行において必要と認めるときは五年をこえ三十年以内とすることができるといふことになっておりまして、据置期間は、三年以内の据置期間を設けることができ、こういふことになっておるのでございまして、ただし本銀行において必要と認めるときは三年をこえることができる、こういふことになっておるので、今までの実績を見ますと、大体据置きが九カ月でございます。それから、償還期限といたしましては、三年、あるいは五年というよりも、六年というよりも、六

○倉成委員 たいだいま、金利が九分、据置期間が九カ月、償還期限が大体三年ないし五年という実情の御説明がございましたけれども、乳業施設の拡充が非常に急速に行なわれて、先ほどもお話がありましたように、大ざっぱに五十億前後の資金需要があるという際に、この程度の高い金利、また、この程度の据置期間、短い償還期限では、乳業施設の近代化ということは非常にむずかしいのではないかと私は考えるわけでありまして、同時に、今後の酪農の伸長に対する施設の拡充ということ、これは、絶えず三年ないし五年後の処理乳量を見越して施設をしていかなければ、たまたま資金手当が行なわれたからといってすぐその施設ができるわけではございません。そういう点から考えまして、開銀、北海道東北開発公庫からの資金融通といふことはもちろんけつこうでありますけれども、この金利をもっと下り、据置期間を延ばし、あるいは償還期限を延ばすということが非常に大事なことと考えられます。

れども、この意味におきまして、農林漁業金融公庫からこの乳業の近代化をはかるための資金を融通するという道を開くことはできないかどうか、お伺いしたいと思います。

○坂村政府委員 お説の通りに、開銀、北海道東北開発公庫の金利その他の条件は必ずしも十分であるといふふうに考えていないのでございまして、特に、自由化というよりな問題も起こっておりますし、乳業をできるだけ合理化していくという点から考えますれば、金融面においてできるだけ長期低利なものを貸すということが必要だろふと思っております。従いまして、先ほど申し上げましたように、三十五年度の予算の編成の際にも農林漁業金融公庫からの融資という方法も同時に検討いたしましたのでございしますが、三十五年度といたしましては、開銀銀行、北海道東北開発公庫を主体として融資の道を講ずるということに一応決定いたしましたのでございまして、今後の問題といたしましては、自由化の問題その他ともからめまして、さらにこの日本開発銀行の条件等で不十分な面を十分補い得るようにつつ検討いたしましたと考えておる次第であります。

○倉成委員 公庫の方にお尋ねしたいと思えますけれども、公庫からこの乳業の近代化資金を、かりに金利を七分五厘にし、五年据え置き、十五年償還というよりな長期低利の融通をする場合には、公庫の業務運営上何か支障があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○清井説明員 たいだいま、乳業施設に農林漁業金融公庫から融資をする場合において、その条件についてお話の通り

りにいたします場合に何か支障があるかというお尋ねでございますが、御承知の通り、私どもの方の金融機関としてしましては、長期低利でございまして施設資金でございまして関係上、据置期間も償還期限も相当長くなっておりますのでございまして、ただ、施設自体をとらえてみますれば、その施設の国家的重要性から見ますれば、できるだけ据置期間あるいは償還期限を長くし、あるいは金利を安くいたしまして、当該施設を建設する者にとつて経済上有利にするというところは考えられることだと思っております。ただ、私どもといたしましては、共同利用ということとを考えた場合には、共同利用というものは、共同利用とのつり合いあるいはそのほかにおいて考えなければなりません。あるいは共同利用でない場合を考へましても、ほかの農林関係の業種に貸付をいたします場合の据置期間なり償還期限なりを考へますと、それとの比較を勘案してやりますと、それと必ずしもそれだけとらえて、関係者にとつて非常に有利であるからというようにしよらうというわけにはすぐにはいかないと思っております。従いまして、御趣旨の点はよくわかるのでありますけれども、私どもといたしましては、やはり他産業に対する貸付条件、あるいはその業種の実態、性質等とよくならみ合わせまして、できるだけ実情に沿うようにして参りたい、このように考えております。

○倉成委員 たいだいま非常に遠慮した御答へがございましたけれども、他産業との均衡というお話、また業種の実態というお話がございましたが、乳業の実情については御承知の通りです。また、他産業との均衡ということも、総てが現在お考えになっておわかりでないとも考えられませんが、現在の原資構成から見まして、据置期間あるいは償還期限は別といたしまして、七分五厘の資金を、現在の開銀あるいは北海道東北開発公庫が出しているよりもっと有利な条件で公庫から貸すことがむずかしいかどうかということをお伺いしているわけですから、一つその点もつと率直にお答へをいただきたいのであります。

○清井説明員 私のお答をいたしましたのは、現在の公庫でもって貸し付けの限度、すなわち共同利用施設としての畜産施設ということとをございまして、一般の企業者の畜産施設のことではないわけとをございまして、共同利用施設といたしましては、七分五厘、据置期間二年以内、償還は十五年以内というところでやっておりますわけでありまして、七分五厘という利率の問題とをございしますが、これは、御承知の通り、他金融機関と比べますれば低利になっておるわけとをございまして、これは共同利用という関係上低利になっておるわけとをございまして、ただ、この利率を将来七分五厘で貸すこと自体につきましては、畜産施設としては現状で問題はないのでございまして、これが企業というところになって参りますと、これは公庫の性格上かちつと問題が起きてくるのではないかと。たいだいまは、御承知の通り、九割会社ということとで、企業であつてもほとんど共同利用と同じだといつてもいい程度のものであれば、これはあくまで共同利用に貸す原則である、そういう意味において利率も安く、なつておるわけとをございまして、七

するならば、その設立認可は不当であるということになります。

なお、かような経過をたどりまして土地改良区が認可されたとしたならば、その経費の負担、たとえば過重負担により農民が負担ができない、その過重負担に対しては、その土地改良区の理事者が負担するよりよくなる約束がもしあるとするならば、当然それらの経費は申請者である現在の理事者の負担となるべきものと思われまます。

なお、本問題につきましては、具体的な問題でございますので、地区名等をお示しただければ、十分内容を調査いたしまして適切な指導をいたしたいと思ひます。

○石田(青)委員　そこで、たとえば総代会の決議であるとかいうようなことは、事実上決議をしておるのでなければ、記録にとどめないと、なかなか発起人の方が法律をよくわきまえてやっておるものだから、非常にその点あいまいな点があるのです。ただ、しかし、三分の二に達してないことだけは事実なんです。そういう場合に、かりに当初の計画設計による説明会の説明以上に農民の負担が加重された場合のその加重部分は発起人において負担をするというふうな決議なり申し合わせがあったとしても、これは相当多数の集会の席上のごとくから間違いないわけですから、やはりこれは記録にとどめないと、やむを得ない措置がとられておる。そうなりますと、非常にあいまいな問題が起つてくる。しかし、今部長が答弁された通り、法律に違反した認可は正式なものではない、そういう場合に、そのことが明らかになったときに、これはすみや

かに事業を休止すべきものではないかと思ふのでありますが、事業を休止するかどうかというところは、これは知事の責任になりますか、あるいはその他何人かの責任になりますか。あるいはまた、農林省もそれには補助金を出すことになっておるわけでありまして、それらの点について農林省においてもやはり責任があるのではないかと考えられますが、どうですか。

○清野説明員　御質問になりました件は法的な問題につきましては先ほど御説明申し上げましたが、おそらくこの事業は団体営の事業と思ひます。団体営の事業の場合に、従来農林省が補助をいたします場合の一応の手続を御参考までに御説明申し上げますと、団体営の場合には、現在は全部農地事務同地区の選定並びに補助金の交付額の決定等を行つておられますが、それまでは、農林省におきまして一応法的手続の有無等を調べて県にその地区名を通知する、いわば採択の通知をする、こういうことをやっております。

それで、その場合に、農林省は、その土地改良区の申請人が必ず三分の二の同意を得て事業認可の申請をしたかいかを調べる。なお、この申請をしたあとで土地改良区の設立が行なわれるのが従来の例だったのでありますから、おそらく、この場合には、土地改良区の申請手続はいたしておりませんが、しかし、事実上土地改良区が設立しないままに、県が補助金の補助指令をします。ただちに工事に入つたのであります。従ひまして、かかる場合には、県は、補助指令を与えると同時に土地改良区の設立を指導し、これを成立するようになすべきであつたと思ひますが、

工事を急ぐあまりに理事者側で工事に着手し、その間設計変更等の関係もあつて、農民の費用負担がふえた、かような場合と考へておられます。

この事業を今後引き継ぎ実施するが、あるいは農民負担が過重であるからこれを休止するかいなかの責任につきましまして、一応第一次責任はその工事を担当しておる土地改良区の理事者であり、第二次の責任をいたしましては、この土地改良区に対して補助の認可をいたしました県であり、第三次を補助を与えた立場においてあるものと考えられます。

○石田(青)委員　明快な答弁でありましたから、この土地改良区が二重、三重あるいは四重にもなつておるといふ場合がある。ある参考人は、それもやむを得ないといふことを述べておるのであります。これは特殊の事情があれば別ですが、これは特殊の事情があれば別であります。これは特殊の事情があれば別であります。これは特殊の事情があれば別であります。

次に、先般も参考人の陳述の際にちよつと伺つておいたのであります。この土地改良区が二重、三重あるいは四重にもなつておるといふ場合がある。ある参考人は、それもやむを得ないといふことを述べておるのであります。これは特殊の事情があれば別ですが、これは特殊の事情があれば別であります。これは特殊の事情があれば別であります。

問題でありますけれども、現実にもそういふ二重、三重あるいは四重にも認可されておるといふ状況は好ましい姿ではないと思ふのであります。建設部長の御意見はいかがでしょうか。

○清野説明員　同一地区内に改良区が二重、三重に組織されるということは大面積を持っておるような土地改良区あるいは土地改良連合会がその内部で仕事をする場合に、その仕事の内容が全部の区域にまたがる場合、そのごく一部にまたがる場合によりまして、改良区の事業を実施する場合に相当な不便があると思ひます。たとえば、

団体営の灌排を希望し、他の地区では団体営の灌排と同時に暗渠排水あるいは客土といふような耕整事業を希望するような場合は、やはりその希望する仕事の種類によりまして費用負担が異なるので、その異なりました区域のものと改良区が二重、三重に作られるものと、その経費の負担を総合的に明らかにするといふような意味合いにおいて現実に行なわれておるものはやむを得ない事情と考へます。もし土地改良区の経理面あるいは技術面の組織が完全にでき上がっておりません場合は、その土地改良区の内部におきましてかような仕事も個々別々に行なわれることもできるのではございませぬが、原則といたしましては、農林省としましてはこれは極力単一組織とするよう指導はいたしておりますが、必ずしもこれを単一組織にしなればならぬといふふうには考へておりませぬ。

○石田(青)委員　そういう方針でおられるから、今申し上げたように何重にもダブるようになることになつておるのですが、私はその考へ方が間違つておるとは考へておるのです。きょうはここで具体的な地区名等で議論はいたしませんけれども、少なくとも私も私どもが承知しておるところでは、新潟県の相当大きな土地改良区でありまして、七百万円程度であつて、大部分その事業は終わつていて、その中の会議費と称するものが百七、八十万円もある。まことに不健全なものなわけです。それはほとんど飲み食いに使われておる。あるいは研修費等の名前で温泉旅行等に使われておる。こういう状態になつたといふことは、もちろんそれは農民が無自覚だからといふことも言へるけれども、やはり、今清野建設部長が言われたような、どうでもいんだ、便宜主義でやるのだといふ、その便宜主義的な考へがそういう状態を起しておるのではないかとおもうのです。ですから、そういう点、もう事業が大部分終わつておるといふようなところで、しかも郡全体の土地改良区があり、その中に二重にも三重にもダブつて、ダブるところの土地改良区がそれぞれ今申し上げたような非常な冗費を使つて運営が行なわれておるといふようなものを放置しておくと考へます。あるいはそれは農林省の指導的な立場におられる人たちがもつとはつきりした指導方針を立てるべきではないか。そういう、それは特殊の場合もあり得るけれども、大部分は一本化して、特殊の事情は特殊の不均一賦課といふことでやり得るのです。そうすれば、役職員の手当だとか給与だとか、いろいろな

面がかなり簡素化されるし、同時にまた、大きくなればなるほど民主的な運営も可能になってくる。ところが、現実には、一部地域、それが小さい区画であればあるほど、農村ボスがこれを支配する、にらみをきかす、そうして、そこには、今申し上げたように、予算総額の二〇%も三〇%もが飲み食いに使われるような運営が行なわれがちなのです。そういう点の事情をよく勘案されれば、私は、少なくとも単一化することが理想でなければならぬと思ふが、どうですか。

○清野説明員 土地改良区の二重、三重のものを単一化するという点につきましては、農林省としても従来からそういう考えをもって指導はして参っております。しかしながら、その指導をする場合に、組合を解散して合併さすというような点につきましては強制的に持っておりますので、従来からあります組合をそのまま残したい、こういうような場合、特にそれが現在工事中であつて費用の清算なりあるいは費用の負担の点において残した方が便利かと考えたような場合は、二重、三重の土地改良区が存在するのやむを得ない、かように先ほど申し上げたのでございます。従いまして、お示しの通りな方向に持っていくことにつきまして、何ら行政指導の方向としましては異議もございませんし、現にさように扱つておるつもりであります。

○石田(有)委員 実は、農林省は最初は一郡一土地改良区というような指導を打ち出した。私はそのとき反対したのです。大きな郡が一つその土地改良区などになって取捨がつかないではないかということを書いて反対したので

す。ところが、その当時農林省はあくまでそれが正しいと言つて押し切つて、全国でおそらく数十カ所あるのではないかと思ふのですが、新潟県で二郡あります。ところが、それは、郡土地改良区があるにもかかわらず、今度はその中で今申し上げたように三重にも四重にもできちゃつてしまふ。そうすると、郡土地改良区というものが全く有名無実なものになつてしまふ。そういう指導はおかしいのではないか。全郡一つならば全郡一つの事業体にして、そうしてあと事業所として統一して、統一ある方向に指導すべきであつたと思ふのです。ところが、その指導をしないので、また、法的に根拠がないからといつてそのままにしておく。どうもそこに一定の見識を持たないから、私には、もし単一組織が正しいといふことであるならば、行政指導によるか、あるいは土地改良法の一部改正をやるべきではないかといふことを言つておるのです。一つ検討されて改正するお考えはないか、全国的に今いろいろ土地改良団体の再検討の時期になつていふと思ふのですが、どうですか。

○清野説明員 新潟県におきます一郡一単位の改良事業というものは、農林省も指導し、現に実際そうやつておりますけれども、しかし、全国的にこういうような考え方を及ぼすかいはなかにつきましては、その郡の土地の性格、たとえば用水あるいは排水の事業が共通しておるというような場合にのみ限つて行なわれるものでありますので、全国的に直ちにこの方式をもつていくかぬますが、少なくとも同一水系にお

きまして一改良区を作つた方がいいという場合には、お示しの通りの方針によつて現にやつております。また、必要に応じて現にやつておるが、あるいは法律の運用によりまして連合を作つて運営するといふような考えを持つておりますので、今後ともさうな方向に向かつて指導したいと思ひます。

○石田(有)委員 どうもはつきりしてないのです。しかし、そんなところで時間をとらなくても、またそのうちに個人的に話しに行きますから……とにか、この点はやはり問題点であると思ふのです。

○吉川委員長 清野部長ではだめですか。農地局長はいつごろ出席の予定になりますか。

○石田(有)委員 もう少し根本的な農地行政について伺いたいと思ふのですが……。

○吉川委員長 それでは、至急手配します。その間他の御質疑を願ひます。

○石田(有)委員 それでは、これは公庫総裁に一つ伺ひます。

○石田(有)委員 公庫の業務方法書は大臣の同意を必要とするということになつておるわけでありまして、農林省としては、やはり団体営にも及ぼすという前提のもとにお考えになつておるか、あるいはそれは除外をするというお考えなのか、一つこれは経済局長に……。

○坂村政府委員 農林省といたしましては、今までの土地改良の実施の状況等をいろいろ検討いたしました。この据置期間の延長は都道府県営に限つて行なう、こういう考え方で今度の改正をお願いしたわけでありまして、と申しますのは、団体営の実態を見ますと、その長期にかかつておるものは比較的少ないのでございまして、今までの実績でも大体三・四年くらいで完了しておるといふようなものが大部分でございまして、都道府県営に限つてという考え方でございまして。

○石田(有)委員 団体営というものは、国営、県営のあとで行なわれるもので、着工してからは割合に短年度で完了いたしましたけれども、農民の負担の面においてはこの面が一番困難なんです。私も経験を持つておるのであります。これが団体営の理事者の一番苦心をするところだ。それがために

は、きわめて高利の銀行の金を借りたりあるいは農協の金を借りたりするやうなことに事情は迫り込まれる。従つて、私は、補助事業である県営よりも、むしろ非補助事業である団体営の方にその恩恵を及ぼすべきであるといふふうに考へるので、ところが、それには及ぼさないといふ前提がこの公庫法の改正が行なわれるというところは、はなはだ意外に存するわけでありまして。この点は一つ政府で再検討をしていただかなければならないと思ふのであります。小枝政務次官は土地改良事業について造詣の深い方でありまして、ただいまお聞きの通りであります。団体営について据え置き七年といふものは適用しないといふことは、いかなる事情であつても、国営の場合も県営の場合も必ず団体営が伴わなければ経済効果があつてこないといふ最も肝要な事情に対して、これを除外するといふ今回の改正はわれわれは納得できないものであります。小枝政務次官の御意見はいかがでしようか。

ろいろ性格は含まれておると思いますが、団体営であるからこれを除外するということはどうかという点も考えられるのであります。要するに、農民の負担の軽減と、土地改良事業を順調に行なっていくという見地から検討して参らなければならぬと思っておりますので、先ほど石田委員御指摘のように、団体営についてもふん困難な問題が起るに参りますしとあり、今回は、そう、一つ一つの事務的な観点から、年限を終了するまでに短期に大体済んでおるといふ結果から見て考えたものであります。先ほどお話しした土地改良区の単一化の問題もまたしかりであります。先ほどお話しした土地改良区の問題もまたしかりであります。先ほどお話しした土地改良区の問題もまたしかりであります。先ほどお話しした土地改良区の問題もまたしかりであります。

て、これは公庫と農林省が話し合いの上でできるんですから、私は今すぐここでやれということはないけれども、今後の土地改良事業の実情をよく勘案されて善処していただきたい。これは別に答弁は要りません。それから、次に問題は、団体営の土地改良事業です。非補助団体営の土地改良事業は八〇%までの融資ということになっておるのであります。これは、理由については今申し上げた通りであつて重ねて申し上げますが、必ずしも千編一律にやれとは申しませんが、国営、県営、団体営等で負担がきつておるような場合においては、やはり一〇〇%まで融資ができるようにすべきではないかと考へるのであります。いかがでしょうか。

にかかつてこないからという理由だと思ひますけれども、実は、土地改良事業の実態から申しますと、国営の場合、工事完了後十カ年間に償還をする事になっておるけれども、実は、工事着手前かいろいろの負担、いわゆる協力費というものがかかつておる。県営は県営のようにやはりいろいろ実情にありますが、これは再検討を要する問題であらうと思ひます。一つ再検討をしていただきたい。なお、ここで清野建設部長に伺いますが、政府の利子補給、非補助団体営の土地改良に対する一分五厘の利子補給の問題であります。現在の予算にあつては、六十五億の基金に対する利息分というものは、非補助団体営全体の事業量に對してどの程度の利子補給が行なわれておりますか。

○清野説明員 ちよつとすみません。六十五億の基金に若干食ひ込めば非補助団体営の土地改良事業全体に對して一分五厘の利子補給ができるかということですが、これは、基金の増額を縮小するか、あるいは事業量を縮小するか、あるいは方法をとらなければこの運用は困難を来たすだらう、かように考へます。従ひまして、さうな点につきましては、今後財務当局と十分検討いたしましてこの基金の運用をはかつて参りたいと思ひます。

ろの方面の開発ということにもなるわけでございますから、これを六十五億の原資に食ひ込むから仕事を少なくするということについては、とるべきではないと思ひます。従ひまして、十分これは検討いたしまして、将来六十五億の食ひ込むべき原資を増額していくという方向に考へなければならぬ、かように考へておるわけでありませぬ。

○石田(有)委員 これは、法律改正とは違ひまして、今申し上げるようには、農林省と公庫との了解によつてできるものであります。これは直接ここで今直ちにどうこうという問題ではないことではあります。しかし、先刻申しましたように、土地改良事業の最末端で経済効果に直接関連する団体営事業に對する金融が一番困難を告げておる問題でありますから、これは、小枝政務次官、あるいは総裁、経済局長、今までのような、そういう及ばざるにというふうな線で考へたということについては私は納得いきませぬ。しかし、今申し上げるようには、法律改正のものではないので、今後の実情を見

○石田(有)委員 これは、単純な団体営事業であれば、私は今お説の通りだと思ひます。しかし、国営、県営、団体営というふうな関連事業になりなると、八〇%だけではきつめて困難になる。その償還その他負担金等が一度

○石田(有)委員 そうしますと、六十億は食ひつづしをせざるを得ないのではないかと考へておる。基金が作られるときに私も心配をして質疑をいたしたときでありましたが、大蔵省の主計局長はそれより心配はないといふことを言つておつたわけでありませぬ。六十五億の基金に若干食ひ込みをすれば非補助団体営の土地改良事業全体に對して一分五厘の補給が行なない得るといふことですかどうですか。

○石田(有)委員 小枝政務次官に伺いますが、今お聞きの通りであります。きつめて重要な問題だと思ひます。従ひまして、さうな点につきましては、今後財務当局と十分検討いたしましてこの基金の運用をはかつて参りたいと思ひます。

○石田(有)委員 次に、農地局長と相澤主計官に伺いたしたいと思います。農林省の資料によりますと、県営事業は、昭和三十五年度の補助予算では、内地が七・九年、北海道は七・三年、平均で七・八年ということになっておる。三十四年度の補助予算では平均で八・七年、三十三年度では平均で八・七年、三十二年は平均八・八年、こういうことになっておるようでありませぬ。そこで、これは、補助金をつける際のいわゆる補助予算でありまして、水系開発等においては十数年を要しておることは事実なやうです。先般土地改良団体関係者の参考人を呼んで陳述を聞いた際に明らかになつたところでありませぬ。農林省は、土地改良の完了年次というものが、あるいはまた土地改良団体の経営診断というか、その実態の把握ができておらないか、こういうことではあります。農地局長は全国土地改良団体連合会に對して委託をして調査しておるが、その調査もまだ一部分しか出ておらない。そして、その際に安部参考人は、県営は大体十二年程度かかつておる、こういうことを言つておる。農地局長もまた局長になられて、長いことでもないけれども、実際はどの程度で完了しておるものですか。

○伊東政府委員 先般参考人として安部さんがいろいろ意見を言っておりました。十二年ぐらいかかっておる、もつと長いものもあるというのを言っておりますが、過去においてはそういうものが多かったことは実情でございます。ですので、現在は、なるべく新規のものに手を付けるというよりは、少なくなりました。この残年量も早く短くして、その上で新規なものもまた取り上げていこうということ、なるべく完成年度を縮めようということ、これはやっております。今先生のおっしゃいました、水系開発の問題等は長いじゃないかということでございますが、これにつきましては、予算の中で、国営と関連しているような府県営につきましては特に重点的に考えまして、国営が終了したときには県営もまた同時に効果が発生するというようなことを実は予算の操作でやることにいたしました。

○石田(青)委員 農地局長ははなはだわれわれの理解できないことを言っておる。残年量を少なくするために事業分量を狭めよう、こういふ考え方は農地局長の考え方としては受け取れない。大蔵省あたりがそう言うことならば、これはまあ考えられることであるけれども、日本の農地の開発や開墾、土地改良というものをいかにして早く完成するかということに専念しなければならぬ農地局長が、残年量を少なくするために事業分量を少なくすると言っているのは、もつとほかだ。そういう考え方だから大蔵省に押されてしまう。思うようにいかなくなるのです。

○相澤説明員 なかなか痛い御質問でございます。私、そのまますお答えするのには、不適当かと思っておりますが、特定土地改良工事特別会計の採択しております国営の事業につきましても、これは国会におきます御意見もあろうかと思いますが、農林省から当時

の委員会におきましての答弁もございまして、そういう経緯があります。前回の委員会において私申し上げましたこととありますが、大体七年完成ということとを一つの相言葉といたしまして、三十五年の予算もおおむねその方向に実現し得るような線においてこの特別会計の予算も計上しているわけでありまして、県営の事業につきましても、今回の公庫法の改正において据置期間を大体何年ぐらいにしたらよいかという問題を検討いたしまして、確かに現状におきましては現行の五年というは短過ぎる、従って、これを若干延ばすことは私どもの方としても異議はなかつたわけでありまして、ただ、どの程度延ばすかということについては、農林省内部においてもいろいろ意見が分かれておりました。承知しております。と申しますのは、あまのり据置期間を長くすると、それは県営の補助事業についても、前掲で予算を組んでもいいというふうなこともございまして、あまり短くしておきますと、その通りに補助事業がつかなければ、また実際に事業を執行する県も困る、そういうふうな相反する考え方があられるわけでありまして、その両者の中をとりまして打ち出した線が二年延長七年、この七年につきましても、すでに農林省から説明があつたかと存じますが、三十五年における残年量が内道、北海道を通じましておおむね七・七年、私どもも、過去におきましても、できるだけ残年量を少なくして、事業効果を早期に発生するように、経済的に仕事を進めていくというのを常に念頭に置いているわけ

けであります。その意味におきまして、事業量全体の増加は、これは全般の国の財政規模あるいは食糧増産—名前を変えまして農業基盤整備事業費の増加と関連いたしますが、やはり若干の増額は考えていかなければならぬ、しかしながら、同時に、ある程度新規を抑制するという方向において、できるだけ残年量を少なくしていきたいというふうに考えているわけでありまして、従いまして、直ちにこの七・七年の残年量を三十六年度以降において七年以内に短縮するかどうか、ここでほつきり申せとおっしゃられても、いささか困難でございますが、私どもとしては、やはり、将来は、この残年量をできるだけ五年程度に縮めまして、この七年の据置期間というもので得ればもう一度五年程度の据置期間に戻したい、かように考えております。

○石田(青)委員 その程度の御答弁だと思ふのですが、これはもつとやはり責任のある人からはっきりさせなければならぬ問題であります。次に、今申し上げておりますように、同じ県営事業と申しましても、県営と団体営だけの地区もあり、国営と関連する場合もあり、それが当初の計画設計通りにいく場合もあり、いかなる場合もある。そういう場合には、たとえば亀田地区のように、農林省と公庫と金沢農地事務局と県とで四者会談で再建計画を立てられて、そこで、公庫資金の繰り延べ等についても、これは今後の再建の見通し等について自信が持てるということでも繰り延べが行なわれておる事例もあるわけでありまして、今申し上げたような特殊の事情で、きわめてその完了年次が長引い

て、それがために農民の負担が過重になるという場合には、やはり特別にその資金の繰り延べというような措置もとれるのではないかと考えますが、公庫の繰り延べと農地局長と両方から、一つこの点についての御答弁を願いたい。

○清井説明員 私から先に御答弁申し上げますが、繰り延べということになりますと、これは一定方針に基づいて繰り延べをいたすということは金融機関にないわけでありまして、やはり、それだけの事情々々により、事件々々によりまして、繰り延べを必要とするならいたすというのが金融関係の建前でございまして、従いまして、ただいまの話の点も、方針として繰り延べするということとは、私どもとしていたしかねるのであります。なお農林省とよく相談をいたしまして、具体的にこのケースは条件変更いたす、すなわち仕事が行なうまいと見通しをございまして、ただいま亀田郷について御指摘がありました通り、このこともございまして、これはそういうふうな方針に従って農林省なり地元の県なりと相談してやっていきたいというのが金融機関としての建前でございますので、その点は御了承願います。

○伊東政府委員 清井総裁が御答弁になりました通りでありまして、実は、農地局長も、昨年の災害の場合には、そういう場合に具体的な問題として公庫の方に頼むというふうなこともしたこともございまして、ケース、パイ、ケースで考えたらどうかというふうに思います。

○石田(青)委員 これは、今ここで一律にということはおわれわれも主張は

たしませんが、やはり、特殊な事業で
関連事業である場合、残年量が相当量
あつて償還困難であるというような際
における特例として、やはり認めるべ
きであると考えておりますが、これは
御答弁でけっこうです。

時間もだいぶ迫つたようでありま
すから、ごく簡単にあと一、二点農地局
長にお伺いしたいと思います。農地局
の改良事業の場合に、新しい問題と
して、共同化、機械化、近代化とい
うようなことが強く叫ばれておるので
ありますが、日本の農地の集約化とい
うものは、従来交換分合というよう
なもので消極的な措置しかとられてお
りなかつた。これも最近では当局はさ
らに消極的になつたようでありま
すが、今後の日本農業を考えた場合に、も
っとやはり部落集約的な共同化、機械化、
近代化に適するような農地の集約化と
いうことを考えなければならぬ時期
に来ておると思ひますが、農地局長の
お考えはいかがでしょう。

○伊東政府委員 農地の集約化の問題
でございますが、先生がおっしゃいま
したように、機械の発達あるいはいろ
いろな農業経営の技術の問題その他か
らして、今の耕地面積では狭過ぎる
じゃないか、もつと集約化する必要が
あるんじゃないかという御説は、私もそ
の通りだと思ひます。今消極的になつ
たとおっしゃいましたが、農林省で
は、農地の集約化につきましては、た
とえば三十四年度から農道の補助もわ
ざわざ新しく復活しまして、交換分合
の一つの呼び水といひますが、手段と
して今後の土地改良の問題としては、
単に増産というよりな面だけでなく

て、先生おっしゃいましたように、集
約化してコストを下げて経営を合理化
していくという面の土地改良というも
のがまたこれは相当広い意味の土地改
良でございますが、進めていくべき
じゃないかというふうにご意見を
述べます。今問題になつておるが、愛媛
に起きておる協同組合全部がほとんど
会社になつておるといふような法人の
形というものも、やはりそういうもの
を解決する一つの手段としてやつてお
るのではないかと、民間に
現実に取り組みました一つの動きとして興
味を持って見ておられますが、将来の問
題といたしましては、だんだんそうい
うふうなことが積極化されていくの
らうとわれわれも考えております。

○石田(青)委員 次に、農地価格の問
題ですが、農地の価格統制が撤廃され
た後に、最近非常な暴騰を来たして
おつて、ことに工場敷地や宅地等の場
合にそうでありましても、農地の
暴騰というものは農業経営を非常に圧
迫する面が大きいのでありまして、こ
れについてはいろいろ農林省も苦慮さ
れておるようでありましても、やは
り思い切つて価格統制をする必要が
あるのではないかと考へるのでありま
す。これは今すぐどうしようという問題
ではないけれども、やはりそういう方
向に向かつて検討をされるべき問題の
一つであらうと思ひますが、それにつ
いてのお考えを承つておきたい。

○伊東政府委員 農地価格の問題で
ございまして、御承知のように、二十
七年度に農地法ができましたときに、
価格の統制をやめておりました。その
事情としましては、やはり農地の再配
分をするという段階が一応終つて、

価格の統制というものがなくなつて
きておるといふふうに私は解釈をいた
しておりましたが、最近の情勢は、先生
のおっしゃる通りに、特に都市近辺の
宅地化といひますか、それに関連して
都市近辺の農地の価格が非常に上が
つておるといふことは現状でございま
す。農地が農地として売られる場合
の上がり方より、宅地化の影響を受けま
して都市近辺が非常に上がつてお
す。それで、農業経営の問題としま
しては、その収益もないのに農地の価格
だけ上がるというところは、先生がお
っしゃつたように、非常に経営の圧迫に
なるわけでございます。価格が上
りましてもこれには限度があると思
ひますが、それからは他用途といひま
すか、それからくる影響は非常に大き
くなつてきておられます。この問題は非
常に基本的な問題でありまして、農地
の価格だけを統制しても、ほかの土地
の価格でありましてもあるいは山林の
価格、こういうものも統制しなければ、
土地の価格の統制をいたしましては効
果がないわけでございますので、これ
は、単に農地の価格という面だけから
でなくて、土地価格全部を一体どうす
るのだというところにつきましてやは
り検討をすべき問題だらうと思つてお
ります。農林省でも、内閣の基本問題調査
会でそういう問題も当然議論の対象に
なつておると思ひますし、そういう結論を持
ちまして、私たちが土地価格全部につ
いてどういふふうにするかということ
の一環として検討したいと思ひます。

○石田(青)委員 これに関連して、も
う一点だけ伺ひますが、農地局では、
数年前から農地の転用基準策定につ
いていろいろ議論があつて、いわゆる結論
らしいものが地方に流されておるよう
でありますけれども、これは実際は底
抜けであります、全く意味がない
と申しますのは、どんなにばな転用
基準ができました、違反者といふも
のは、農地を宅地にする、あるいは工
場敷地にするような場合に、わずか五
千円か一万円の罰金で済むといふこと
をやつておる。この罰金五千円や一万
円の罰金などというものは問題になら
ない。ですから、そういうものをそろ
ばるのうちに置いてどんどんやつてお
る。地方の農業委員会等も全くその処置が
ないのです。だから、転用基準をあれ
だけめんどうなものをお作りになるな
らば、なぜ違反行為に対する処罰規定
を強化されないか。処罰規定をもつと
強化して、少なくとももつと強い処罰
規定にしなければ、全く意味がない。
全く作文に終わつておる。これをあら
ゆる角度から処罰規定を強化して、転
用基準が行ない得るようになさなけれ
ばならないと考へておられますが、す
でにこれを地方にまで徹底をはかられ
てから相当日子を経ておるわけですが、
それらの経緯にかんがみての農地局長
の見解を承りたい。

○伊東政府委員 転用基準を地方に出
しましたのはたしか十月ごろだと思
ひます。先生おっしゃいますように、あ
るの転用基準だけではなかなか実効はあ
がらぬじゃないかというお話でござ
いまして、われわれもあれで十分だと思
つておるわけですが、十分でない理由で
あります。一つは、ものの計画性を
立ててやつていきます場合に、都市計
画とかそのほかの計画との間の調整と
いうことがもう少しとられなければい

かぬのじゃないか、あれだけの基準だ
けではなかなかその関係がむずかしい
と考へられることが一点と、もう一つ
は、先生がおっしゃいましたように、
土地全部について価格の統制がありま
せんので、価格の面からしましてな
かなか計画通りのことが行なわれたい
というのが一つの現状でござい
ます。もう一点は、先生は処罰という問題
をおっしゃいましたが、そういう手段が
いいのかわ、これは買戻し規定とい
うような規定が前の農地法にはあつた
のでありますが、これが一応なくなつて
おりました。こういうものがいいの
か、その辺のところ全般にもう少し検討し
てみまさんと、転用を守つていくの
に、一番いいのだといふことの結論は
出ませんが、今申し上げましたよ
うないろいろな難点があるといふことは確
かでございます。

○石田(青)委員 私が処罰規定と言
つたのは、ただ罰則を強化せよとい
うだけのものではなくて、たとえば、家
屋を建築したという場合でも、最近東
都あたりでは違反の家屋については強
制取りこわしといふようなことをや
つておるようですが、地方において農
地を知らずの許可なしに宅地に転換して建
築をしたような場合に、手も足も出な
い、こういう実情なんですね、そう
いふことが次から次へと行なわれま
すから、結局この転用基準といふものは全
く意味をなさないといふことになるの
で、これは農林省だけで解決できる問
題ではございませんが、しかしながら、
今後ますますこの問題を中心として問
題が複雑になつていこうとしておる
ときに、やはり、農林省としては、農地
を守り、日本農業を守るといふ立場か

らしいものが地方に流されておるよ
うでありますけれども、これは実際は底
抜けであります、全く意味がない
と申しますのは、どんなにばな転用
基準ができました、違反者といふも
のは、農地を宅地にする、あるいは工
場敷地にするような場合に、わずか五
千円か一万円の罰金で済むといふこと
をやつておる。この罰金五千円や一万
円の罰金などというものは問題になら
ない。ですから、そういうものをそろ
ばるのうちに置いてどんどんやつてお
る。地方の農業委員会等も全くその処置が
ないのです。だから、転用基準をあれ
だけめんどうなものをお作りになるな
らば、なぜ違反行為に対する処罰規定
を強化されないか。処罰規定をもつと
強化して、少なくとももつと強い処罰
規定にしなければ、全く意味がない。
全く作文に終わつておる。これをあら
ゆる角度から処罰規定を強化して、転
用基準が行ない得るようになさなけれ
ばならないと考へておられますが、す
でにこれを地方にまで徹底をはかられ
てから相当日子を経ておるわけですが、
それらの経緯にかんがみての農地局長
の見解を承りたい。

かぬのじゃないか、あれだけの基準だ
けではなかなかその関係がむずかしい
と考へられることが一点と、もう一つ
は、先生がおっしゃいましたように、
土地全部について価格の統制がありま
せんので、価格の面からしましてな
かなか計画通りのことが行なわれたい
というのが一つの現状でござい
ます。もう一点は、先生は処罰という問題
をおっしゃいましたが、そういう手段が
いいのかわ、これは買戻し規定とい
うような規定が前の農地法にはあつた
のでありますが、これが一応なくなつて
おりました。こういうものがいいの
か、その辺のところ全般にもう少し検討し
てみまさんと、転用を守つていくの
に、一番いいのだといふことの結論は
出ませんが、今申し上げましたよ
うないろいろな難点があるといふことは確
かでございます。

○石田(青)委員 私が処罰規定と言
つたのは、ただ罰則を強化せよとい
うだけのものではなくて、たとえば、家
屋を建築したという場合でも、最近東
都あたりでは違反の家屋については強
制取りこわしといふようなことをや
つておるようですが、地方において農
地を知らずの許可なしに宅地に転換して建
築をしたような場合に、手も足も出な
い、こういう実情なんですね、そう
いふことが次から次へと行なわれま
すから、結局この転用基準といふものは全
く意味をなさないといふことになるの
で、これは農林省だけで解決できる問
題ではございませんが、しかしながら、
今後ますますこの問題を中心として問
題が複雑になつていこうとしておる
ときに、やはり、農林省としては、農地
を守り、日本農業を守るといふ立場か

らしいものが地方に流されておるよ
うでありますけれども、これは実際は底
抜けであります、全く意味がない
と申しますのは、どんなにばな転用
基準ができました、違反者といふも
のは、農地を宅地にする、あるいは工
場敷地にするような場合に、わずか五
千円か一万円の罰金で済むといふこと
をやつておる。この罰金五千円や一万
円の罰金などというものは問題になら
ない。ですから、そういうものをそろ
ばるのうちに置いてどんどんやつてお
る。地方の農業委員会等も全くその処置が
ないのです。だから、転用基準をあれ
だけめんどうなものをお作りになるな
らば、なぜ違反行為に対する処罰規定
を強化されないか。処罰規定をもつと
強化して、少なくとももつと強い処罰
規定にしなければ、全く意味がない。
全く作文に終わつておる。これをあら
ゆる角度から処罰規定を強化して、転
用基準が行ない得るようになさなけれ
ばならないと考へておられますが、す
でにこれを地方にまで徹底をはかられ
てから相当日子を経ておるわけですが、
それらの経緯にかんがみての農地局長
の見解を承りたい。

ら、関係各省との間に意見調整をはか
ら、関係各省との間に意見調整をは
か、何らかの対策を立てられなけ
ればならない問題の一つであらうと思
うので、この点は、小枝政務次官も出
席しておられますから、次官からもな
お御所見があれば承って、私の質問を
終わりたいと思います。

○小枝政務委員 ただいま石田委員の
農地転用の問題についての御意見で
ございますが、これは私どもも重大な今
日の農政上の問題の一つであらうと考
えております。この転用基準を作りま
した当時、この処罰の問題等についま
してもいろいろとわれわれも検討いた
してみたのでありますが、要するに、
他の法令に対する違反の問題、そうい
う点種々勘案をいたしまして現在のよ
うな転用基準を作ったわけでございま
すが、しかし、これは非常に重要な問
題と私どもも考えますので、今後十分
検討いたして、この農地を維持する
ということに対して努力をいたすつも
りしております。

○吉川委員長 他に御質疑がなけれ
ば、本案に対する質疑はこれにて終了
いたします。

○吉川委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○吉川委員長 それでは、速記を始め
て下さい。

これより討論に入るのであります
が、別に討論の通告もないようであり
ますから、直ちに採決に入ります。
本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よつて、本

案は原案の通り可決いたしました。

○吉川委員長 ただいま可決いたしま
した法律案につきまして、芳賀貢君よ
り、自民、社会及び民社共同提案の附
帯決議を付すべしとの動議が提出され
ております。この際提出者よりその趣
旨説明を求めます。芳賀貢君。

○芳賀委員 ただいま可決されました
農林漁業金融公庫法の一部を改正する
法律案につきまして、この際、自由民
主党、日本社会党並びに民主社会党を
代表して、附帯決議を付するの動議を
提出いたします。

まず案文の朗読をいたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改
正する法律案に対する附帯決議
政府は、左の如く措置すべきであ
る。

一、公庫の原資は借入金に依存する
度合を次第に増大し、昭和三十五年
度においては最悪の事態に立至つ
ていると認めらるるが、かくて
は貸付業務の円滑な遂行に支障を
きたすおそれがあるため、長期低
利資金に対する農林漁業者の需要
の増加に対処し、今後の資金計画
を作成するに当っては、すくなく
とも借入金と同額又はそれ以上の
政府出資金の確保に努めること。

二、酪農業の生産基盤の整備と乳業
の近代化を促進するため、すくなく
とも酪農振興法に規定される集約
酪農地域および酪農経営改善地区
内において生産される牛乳の処理
加工施設の新増設または改善に必
要な長期低利資金については、こ
れを本公庫から融通し得る途を拓

くものとし、速やかに所要の法制
上及び財政上の措置を講ずること
三、都道府県営土地改良事業の経済
効果が生じない以前に、公庫貸付
金の償還が始まることのないよ
う、事業の七年以内の完成に必要
とする補助予算を確保するものと
し、もし事業の完成期が遅延する
おそれがあるときには、農業者に
過重な負担を強いることとならな
いよう適切な救済措置を講ずるこ
と。

右決議する。

昭和三十五年三月二十九日

衆議院農林水産委員会

提案の要旨を簡単に申し上げます
と、第一の点は、今回の法案の質疑に
あたりまして、公庫の資金構成上、政
府出資金と借入金のアンバランスを
生じておることは常に指摘しておる通
りであります。たとえば、昭和二十七
年度の実績を見ますと、出資金、借入金
の比率は、出資金が占める割合が六〇・
三％でありましたが、三十五年度の
予算を見ますと、実に三九・五％に出
資金の比率が低下しておるわけであ
ります。従って、このことは公庫の資金
コスト上にも非常に悪影響が来まし
て、ことしの推定コストは五分五厘と
いう状態になっておるわけでありま
す。こういうことになると、将来公庫
の本来の目的である業務上にも非常な
障害が来るということが察知せられま
す。これはたびたびの指摘であり
ますけれども、この際政府において
は、出資金並びに借入金のバランスを
とつて、そうしてこの資金需要に十分
こたえるような体制を進むべきである
という点であります。

第二点につきましては、これも、た
とえば昭和三十三年四月に酪農振興基
金法が成立した場合においても問題に
なりましたが、今後の乳業の企業とし
ての体質を根本的に改善していく、た
とえば生産酪農民に対する乳価の安定
の問題、あるいは消費者に対しまして
もコストの安い飲用乳を提供するとい
うような点、あるいは酪農製品のコス
トの引き下げ等の点についても、設備資
金が占める製品のコストへの影響とい
うものは決して軽視できませんので、
従って、酪農振興の政策上の見地から
この際公庫資金から酪農の施設に、こ
れも全般ではありませんが、特に酪農
振興法に規定してあるところは、たと
えば集約酪農地域あるいは昨年の酪農
法の改正によりましたところの酪農經
営の改善地区等の地区内における乳業
施設の増設、新設あるいは設備改善等
については、重点的に公庫資金の融資
の道を講ずることは当然のことである
と思ふのであります。さらにまた、も
う一つの点は、このようにいたしました
て乳業の施設に対する政府からの制度
金融の道が講ぜられることは、一方に
おいては、これを足がかりにして政府の
酪農振興上における行政的な指導力を
一段と強化することについても大きな
成果を期待できるのではないかと
ことにかんがみまして、従来しばしば
の指摘であったにもかかわらず、政府
においては何ら現在までこの点につ
いては熱意を示しておりませんので、特
にこの際決議を附しまして、すみやか
に所要の措置を講ずべきであるとい
うのであります。このすみやかにとい
うのは、具体的に言えば次期国会まで
に政府として法制上、財政上の措置を

講ずべきであるということをごに明
確にしておく次第であります。

第三点の問題については、これはた
だいま同僚石田委員からる指摘され
た点を決議の中に盛り込んだわけであ
りますが、特に先般のこの法案の審議
の場合の土地改良事業関係の参考人の
招致の際におきまして、土地改良事
業については、困窮、県営、団体営等
の一貫事業の早期完成ということが強
く要望されておりますので、先ほども
質疑が行なわれました通り、補助事業
の早期完成ということと公庫資金の融
通というものを十分密着させた運営と
いうものが特に必要であるということ
をこの決議に示したような次第であ
ります。

以上、三点の内容について御説明を
申し上げまして、御賛成を求め次第
であります。

○吉川委員長 これにて趣旨説明は終
了いたしました。

これより三派共同提案の附帯決議を
附すべしとの動議について採決いた
します。本動議に賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よつて、
本案に附帯決議を附するに決しまし
た。

なお、この際、ただいまの附帯決議
に対して政府の所見を求めます。小枝
農林政務次官。

○小枝政務委員 ただいまは農林漁業
金融公庫法の一部改正につきまして全
会一致をもって御決議をいただきました
ので、まことにありがとうございます。

ただいま満場一致御決定になりました。

たこの附帯決議につきましては、それぞれ三項目にわたる重要な決議がなされたわけでございますが、私ども政府当局といたしましても、その御趣旨を尊重いたしまして鋭意善処いたす所存でございます。

○吉川委員長 次にお諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○吉川委員長 この際、連合審査会の開会申し入れの件についてお諮りいたします。現在内閣委員会において審査中の農地被買収者問題調査会設置法案、建設省設置法の一部を改正する法律案、及び大蔵委員会において審査中の治水特別会計法案の三法案について、それぞれ連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、開会の日時等につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。

次会は公報もってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

〔参 照〕
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）に関する報告書
（昭和三十三年三月二十九日）

昭和三十五年四月一日印刷

昭和三十五年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局